

響灘臨海工業団地(東部)公募分譲実施要領

1 分譲地の概要

区画①

- (1) 所在地 北九州市若松区響町二丁目7番4
- (2) 地目 雜種地
- (3) 地積 20,725.57m²
- (4) 用途地域 工業専用地域(工業港区)

区画②

- (1) 所在地 北九州市若松区響町二丁目7番5
- (2) 地目 雜種地
- (3) 地積 20,709.31m²
- (4) 用途地域 工業専用地域(工業港区)

2 分譲対象者の決定

公募により募集し、選考のうえ相手方を決定する。

3 募集の目的及び方法

- (1) 目的 韶灘臨海工業団地(東部)を分譲するため。
- (2) 方法 別添「公募分譲の方法」のとおり

4 分譲予定価格(最低売却価格)について

- 区画①: 491,196,009円(1m²あたり23,700円)
- 区画②: 490,810,647円(1m²あたり23,700円)

5 公募期間等

- (1) 公募公表時期 令和8年2月20日(金)
- (2) 公募開始時期 令和8年3月2日(月)
- (3) 申込期間 令和8年3月2日(月)から令和8年5月1日(金)まで
(但し、閉庁日は除く)

- ※ 上記期間内に申込のあった者の中から選考を行い、分譲対象者を決定する。
- ※ 同一の者による2区画同時の申込みを可能とする(申込書及び添付書類は区画毎に提出が必要)。
- ※ 応募者複数の場合、申込内容を審査後、資格・その他の条件を満たした者による購入希望価格の提示により、最も高い購入希望価格を提示した者を分譲対象者とする。
- ※ 期間終了後応募者がいない場合、先着順で分譲申込を受け付け、審査を行い決定する。

（4）その他留意点

- ①分譲申込書の提出は、売買契約の締結を約束するものではありません。
- ②本市から分譲申込者へ分譲対象者決定の通知後、分譲申込者の事情により市の指定する期日までに契約締結に至らない場合は、分譲申込は失効します。
- ③上記申込期間中においては、土地分譲申込書及びその添付書類のみを提出してください（「見積書」を提出する必要はありません。）。
上記書類等を受付け、内容等を審査後に合格者が複数の場合は、後日に期日を指定して「見積書」（購入希望価格）を提出していただきます。